

平成 26 年度一般会計補正予算（第 4 号）の編成について

平成 27 年第 1 回区議会定例会に提出する補正予算については、下記の方針により編成する。

記

1. 一般会計補正予算（第 4 号）

（1）計上事項

- ① 国の補正予算成立に伴い、年度内に予算措置が必要なもの
- ② 年度内の完了が困難な事業で、繰越明許費の予算措置が必要なもの
- ③ その他緊急を要する事業

（2）計上にあたっての留意事項

国の平成 26 年度補正予算（第 1 号）の成立等に伴い、年度内に予算措置が必要な事業について、緊急に補正を行うものである。

予算計上にあたっては、真に緊急性・必要性の高いものを補正計上すること。

（3）留意点

給与関係費及び各特別会計は、今回の補正対象としない。